

令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 いばらき・とちぎ広域観光推進協議会は、茨城県と栃木県との近接性を活かし、新たな旅行需要の創出と相互送客促進を図るため、旅行会社による茨城県内又は栃木県内を周遊する貸切バスを利用した旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている茨城県内又は栃木県内の旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の各号の要件をすべて満たし、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

(1) 次の①又は②に該当する旅行商品で、令和5年3月31日までに終了する旅行商品であること。

① 茨城県内を発着とし、栃木県内を周遊する旅行商品で以下をすべて満たすもの。

- ・茨城県内の旅行会社が造成する、県内バス事業者の貸切バスを利用した旅行商品であること。（募集型、受注型は問わない）
- ・旅行参加者は茨城県内在住者であること。
- ・各業種等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドライン等を遵守するとともに、旅程に含まれる施設等については、栃木県の「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行っている施設を利用すること。

② 栃木県内を発着地とし、茨城県内を周遊する旅行商品で以下をすべて満たすもの。

- ・栃木県内の旅行会社が造成する、県内バス事業者の貸切バスを利用した旅行商品であること。（募集型、受注型は問わない）
- ・旅行参加者は栃木県内在住者であること。
- ・各業種等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドライン等を遵守するとともに、旅程に含まれる施設等については、茨城県の「いばらきアマビエちゃんシステム」が導入されている施設を利用すること。

(2) 旅行会社は、旅行当日時点で旅行参加者が以下のいずれかの条件を満たしていることを確認すること。ただし、同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の旅行参加者（まん延防止措置地域に係わる県またぎ移動等の自粛要請時は除く）及び修学旅行等の学校行事に係る旅行参加者はこの限りではない。

- ・新型コロナワクチンの3回目接種を終了していること。
- ・PCR検査又は抗原定量検査において、検体採取日を含めて4日以内に陰性であること。
- ・抗原定性検査において、検体採取日を含めて2日以内に陰性であること。

(3) 貸切バス1台あたりの乗車人数が10人以上であること。（乗務員、添乗員を除く）

(4) 有料観光施設への立ち寄り又は1回以上の食事を含む旅程の旅行商品であること。

(5) 旅行参加者への聞き取り等を行い、様式第5号の2により、結果報告書を作成し提出すること。

2 1事業者につき助成を受けることができる回数は最大2商品までとする。

3 他助成金との併用は可能だが、旅行商品の低廉化を防ぐため、旅行参加者の負担額については2,000円を下限とする。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は、貸切バス1台につき下表のとおりとする。ただし、1旅行商品につき、それぞれ下表に定める金額を限度額とする。

区 分	貸切バス1台あたりの助成額 (1旅行商品あたりの限度額)
日帰りの場合	3万円 (30万円) ※ただし、バス1台あたり経費が3万円に満たない場合は、対象経費分を限度額の範囲内で助成する。
宿泊の場合	6万円 (30万円) ※ただし、バス1台あたり経費が6万円に満たない場合は、対象経費分を限度額の範囲内で助成する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、旅行商品の期間内で最初の出発日から起算して10日前までに会長に提出するものとする。(該当日が閉庁日の場合はその前日)

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書等を審査し、適当と認めたときは、令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(助成事業の変更承認等)

第7条 申請者は、交付申請書記載の事業(以下、「助成事業」という)の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内に催行される当該地域を発着地や経由地とする助成事業について、協議会は本事業の執行を中止・停止することがある。
- 3 前項の規定により、旅行催行を中止・停止した場合、そのキャンセルによって旅行会社に生じた損害のうち、第6条で認めた助成事業について、助成予定額の1/2の範囲内で、協議会が負担するものとする。
- 4 会長は、同条第1項及び第2項の規定により、助成事業の変更または中止を承認した場合は、令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業変更(中止)決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(終了報告)

第8条 申請者は、助成事業の全催行終了日から起算して30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業終了報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業助成額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、通知日から起算して14日以内に令和4年度茨城・栃木相互送客促進事業助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12条 申請者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 本要綱は令和4年6月28日から施行する。